

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度第 3 回愛川町行政改革推進委員会		
事務局 (担当課)		総務部総務課 内線 3 2 2 5 ・ 3 2 2 6		
開催日時		令和 6 年 1 1 月 5 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 0 分		
開催場所		役場 4 階 4 0 2 会議室		
出席者	委員	8 人 (欠席 3 人) (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	4 人 (総務部長、総務課長ほか 2 人)		
公開の可否		☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開	傍聴者数	0 人
非公開・一部公開の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 行政改革大綱第 7 次改訂版の見直し (案) について (2) その他 4 閉 会		

審 議 経 過

(1 / 7)

※審議の要旨は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開会

2 あいさつ

3 議題

（1）行政改革大綱第7次改訂版の見直し（案）について

【事務局説明】

● 資料1「愛川町行政改革大綱第7次改訂版延長に関する建議書（案）」、資料2「見直し案への意見・質問に対する対応」、資料3「行革大綱の推移変遷」について説明

【質疑応答】

○（A委員）建議書に記載されている基本的事項というのは、当初から変わっていないのか。

● 当初の建議書がどのような形であったか把握はしておりませんが、基本的事項となっておりますので、前回の第7次改訂版策定時に建議した内容から大幅に変更することはなく、持続可能なまちづくりなど、一部の文言を整理した程度の内容となっております。

○（B委員）2ページ目の計画期間について、資料にある通り意見を基に修正し、終期を定めないこととしたとある。それ自体は構わないが、終期を定めないのであれば、計画期間という文言は見直すべきと考える。

● 周辺市町村では、清川村においても同様に、行政改革大綱は終期を定めないこととしていますが、こちらは取組期間という表記をしていることから、こういった事例

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長(委員長)
署名欄

牛山 久仁彦

審 議 経 過

(2 / 7)

を参考に、表記を修正いたします。

○（Ｂ委員）それからもう一つ、細かい文言で申し訳ないが、改訂版を改訂しましたという文言が気にかかっている。第７次改訂版の延長だということなので、文言を少し足して、例えば（２）改訂の目的、上から５行目、「本町では」の後ろに「引き続き」という文言を追加することや、文末の「第７次改訂版を改訂しました。」を「第７次改訂版を延長し、一部改訂しました。」などとしてはどうか。

● 文言を追記させていただきます。

○（Ｃ委員）資料３にある通り、第６次改訂版までは改善項目があったと思うが、前回の第７次改訂版から無くなっているのか。

● Ｃ委員が仰られたように、第６次改訂版までは改善項目を定めており、改善項目に挙げられた事業は、期間中に取り組むこととされておりましたが、前回の第７次改訂版で削除しております。

○（Ｃ委員）そうすると、どういった事業が行政改革の取り組み事項になるのか、そういうことは担当課に任せているということか。

● 毎年度の第１回会議において、「行政改革の取り組み結果」という形で委員皆様に行政改革大綱に基づいた取り組み内容を、資料と共にお示しさせていただいております。この資料の作成については、行政改革担当である総務課と事業所管課とでヒアリング等を行いながら、町の行政改革の取り組みについて取りまとめを行うなど、事業所管課と連携を取りながら実施しております。

○（Ｃ委員）今までは改善項目という行政改革大綱に基づいて実施する事業があり、

審 議 経 過

(3 / 7)

進捗管理も行っていたことから、事業所管課の職員にも行政改革に対する意識付けができていたと思うが、それが無くなり、職員の人たちは行政改革をどういう形で進めていくのか、どのように職員の意識啓発をしていくのか。

● 行政改革の意識をもって、職員が日々の業務に臨む必要があるが、その意識の向上が課題になっていると考えております。前回の第7次改訂版において、有効な改善項目が限られてきているとともに、その項目が固定化されつつあることから、改善項目自体は削除し、行政改革大綱を指針化したところであり、改善項目に代わって、委員皆様にご協力いただいております行政評価制度、こちらに主眼を置きまして、引き続き行政改革を推進していくこととしたものであります。毎年4月に、事業担当課に対して行政評価の対象事業の募集を行っておりまして、今回、行政評価の対象とした11事業のうち、3事業は事業所管課が行政改革の意識をもって自発的に挙げてきた事業であります。また、総務課からも見直したほうが良い事業がないか選定し、担当課にアナウンスするなど、行政改革の意識付けを行っているところであります。

● 追加で、事務局からの選定にあたっては、過去に行政評価を実施した事業について、実際に改善がされているかどうか、ローリングで調査を行っているところであります。また、外部評価に挙がっていない案件におきまして、改善計画書の作成を事業所管課に求めまして、適切に進捗管理をしている形になっております。先ほど申し上げました様に、職員からの積極的な提案もありますことから、行政改革するんだという意識は高まってきているものと考えております。

○（C委員）そういったやり方も良いと考えるが、やはり改善項目のように期間を定

審 議 経 過

(4 / 7)

めて、この期間までにこれをするという形で、目標があったほうが、5年間のうちにやらなければいけないという、その意識は高まるんじゃないかと思うが。

● 行政評価におきまして、最終評価が「現状維持」以外となった事業については、改善計画書を作成することとしており、この改善計画書には改善の内容だけでなく、それをいつまでにどのような工程で実施するのか、スケジュール表も記載することとしておりますので、実効性の担保や行政改革の意識付けは出来ていると考えております。

○（C委員）行政改革大綱の内容を見ると指針化されているため、今回の修正内容にあるとおり、期間は設けなくて良いとは思う。また、改善項目が無くなったことによる職員の行政改革に対する意識の低下についても、行政評価制度で対応していくという事で理解はしたが、やはり行政改革というものを職員にきちんと意識付けすることは難しいのでは、という懸念は残る。

○（B委員）C委員が仰られたことは、ごもっともだと思う。今現在、実施している行政評価制度を活用して、毎年度事業の見直し、各事業所管課での検討や改善計画書の作成といったプロセスを経て、行政改革を実施するとともに、意識の啓発をしているのであれば、例えば「推進体制」という項目の中に行政評価制度の記述があるが、これを前の「重点取組項目」に移行して、今話した内容を追記する、大きく内容は変えず、少し構成を変えることで、お互いの意見を反映することが出来ると思うがどうか。

● 「重点取組項目」を増やしてはいけないという決まりはございませんので、行政

審 議 経 過

(5 / 7)

評価制度を活用して行政改革を推進、意識付けしていくといった内容を「重点取組項目」に追記することは可能と考えます。

● 先ほどから、様々なご意見いただいているところでありますが、行政改革というものが始まって、もう30年近く経つわけでございます。当初は効果額を出すために、公務員制度改革とも合わせて、人員の削減等様々な改革をしました。このような大鉈を振るってきたような時代から、会に入る前に、委員の皆様もこの30年間で時代が変わったね、というお話をされていましたが、今はものの考え方も多様化しておりますし、価値観もどんどん変わってきております。こうしたことから、この重点取組項目というのは、行政の取り組みの方向性を示す意味でも、当然必要なものとして掲げておりますが、私の個人的な考えとしましては、多種多様な考えや行政課題に柔軟に対応していく必要がありますことから、重点取組項目というものは、無くなったのではないかと受け止めております。今後につきましては、推進体制に加えて進捗管理、これに重点を置いて取り組まなければならないと考えておりますし、行政改革に終わりはないと受け止めておりますので、時代に合わせながら、この行政改革大綱の見直しをしていきたいと考えております。以上です。

○(B委員) やっぱり資料を見てても、だんだん内容が減っていくというのは、時代状況的にはしょうがないと思う。ただ、公務員の皆さんの報酬、給与なども上げていかなくちゃいけないとか、様々な物事にお金もかかるということで、時代状況、行政改革を巡る環境も変化してるということでよろしいかと思うが、そういった中でも、愛川町としては、先ほど事務局からお話があったように、行政改革に終わりは無く、

審 議 経 過

(6 / 7)

常に改善に努めるということで、行政改革大綱に行政評価を毎年度実施していくと示していく、そういったまとめ方で良いのではないか。

○（D委員）良いと思う。前回の案よりも分かりやすくなっている。また、創るという文字にも引っかかっていたが、そこも改善されているので、良い整理ができたかなと思う。

○（C委員）資料にも書いてある通り、行政改革の1番の目的というのが職員の意識改革だと思います。そうすると、例えば4ページに人材育成の推進などが載っていますが、重点取組項目の方向性として、「職員の意識改革」を乗せる必要はないか。

● 取組の方向性には記載しておりませんが、重点取組項目の本文中に「行財政運営を推進していくためには、職員のさらなるスキルアップや意識改革が重要である」という文言を記載させていただいております。

○（B委員）今のC委員の意見を伺って思ったところがあるが、文中の「意識改革が重要であるから」とその後の「デジタル化」という文言がうまく繋がっていないように思える、事前の意見に対応するために「デジタル化」という文言を文中のどこかに追記したいというのはわかるが、「意識改革が重要であるから」の後ろだと、デジタル化が理由になってしまうため、「意識改革が重要であり」としたほうが、並列になって良いと思われるが。

● そのように修正させていただきます。

○（A委員）全体を見たときに、新旧対照表みたいなものが無いとどこがどのように変わって、その理由が何か、というのがなかなか分かり難い。次回からで構わないが、

審 議 経 過

(7 / 7)

新旧対照表のようなものを作成してはどうか。

- ご指摘いただいた通り、内容がどう変わったのか、その理由は何か、というのが一目でわからないので、A委員が仰られたように、このような調整の場がある際には、新旧対照表を作成し、委員皆様に示せるよう整えていきたいと思います。

以上

建議書の原案について、一部修正することとして、委員全員が了承。

(2) その他

今後のスケジュールや報酬支払い時期等について事務局から説明。

会議録の承認を委員長に一任とすることについて、委員全員が了承。

4 閉 会

愛川町行政改革推進委員会委員名簿

令和 6 年 1 1 月 5 日現在

No.	氏 名	選 出 区 分		備 考
1	こ ざ の し げ お 古座野 茂 夫	公募による町民等		欠席
2	お ぐ ら ひ ろ み ち 小 倉 弘 道			出席
3	う し や ま く に ひ こ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学 政治経済学部 教授	出席
4	お な が よ う こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員 会委員	出席
5	ば ば し げ か つ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）	出席
6	ほ ん だ た か ひ さ 本 田 孝 尚	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店 支店長	出席
7	か と う か ず お 加 藤 一 男	関係団体等 の代表者	町農業委員会 農政部会長	出席
8	あ ら い ひ で あ き 荒 井 英 明		神奈川県内陸工業団地 協同組合専務理事	欠席
9	い い や ま よ し ひ ろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長	出席
1 0	あ ま の あ い こ 天 野 あい子		町民生委員児童委員 協議会女性代表	出席
1 1	た き ぐ ち あ や こ 滝 口 綾 子		町 P T A 連絡協議会 ガーディアンズリーダー	欠席

(敬称略)

※ 任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで